



地方議会 二元代表制を考える

千葉県地方自治研究センター研究員 網中 肇

一昨年の政権交代後、新政权は、明治以来の中央集権体制から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を大きく転換していくこととしています。

そのような状況下、今年は統一自治体選挙が実施される年であり、今一度、地方自治とりわけ地方議会について考える格好の年となっています。

二元代表制

ご案内のとおり、地方制度としては二元代表制が採用され、地方自治体の首長と議員は住民がそれぞれ別の選挙で選ぶ制度となっており、これは憲法93条において規定されています。一方、国においては国会議員が首相を選ぶ「議院内閣制」を採用しており、この点が地方と大きく異なります。

そして、二元代表制において首長と議会は、それぞれ住民を代表しており、独立・対等の関係にあって、相互に抑制し緊張関係を保ちながら自治体運営を進めることが求められています。

首長と議会の対立

最近の報道によると、阿久根市、名古屋市などにおいて市長と議会の対立が先鋭化し、市政に混乱が生じているとのこと。この原因として、行政のトップたる首長を選出する際の住民の投票行動と、立法に従事する自治体議員を選出する際のそれが、異なっていることなどが指摘されています。

つまり、首長には自治体の経営者として、(いい意味でも悪い意味でも) 大胆な手腕での行政運営を望む一方、議員には地域の代表者として、地域の要望や課題或いは個別課題の解決を他の地域よりも優先的に実施してく

れるよう執行機関に働きかけることができる、言葉を換えて言えば族議員的な役割を求める、或いは政策よりも地縁血縁など顔を知っている人を求めるということです。

このような投票行動下で選出された首長と議会は対立してしまうことが不可避でしょう。

議会の総与党化

ところが議会が総与党化(二元代表制においてこのような表現が適切ではないことは承知のうえで…)してしまっているという例も多々あるようです。つまり、無所属の首長を与野党相乗りで支える総与党化です。

このような議会では、執行部が提出する議案を「淡々と」議決することで、議会が形骸化し、多様な民意の反映や、執行機関の監視などの本来の役割を十分果たせず、地域住民に対して議会そのものの存在感が薄れてしまうでしょう。

地域の課題解決のために

自治体は今後ますます自らの責任と権限において地域を運営していかなくてはならず、その車の両輪がまさに首長と議会となります。首長と議会との適切な緊張関係を維持することによって、地域住民の福祉の最大限の増進を図っていかなくてはなりません。

少子高齢化にともなって増大する公共サービスに要する費用、その一方でますます厳しくなる地方財政、これらの問題に関し、我々住民も実り豊かな地方自治を担うにふさわしい、首長・議員を選出する努力をしなくてはなりません。

当自治研センターも、千葉県におけるこれらの課題に対し、県民・市民の一助となることができるような話題を提供していきたいと考えています。